

コンクリート破砕器取扱計画書

- ① 同一の消費場所において 1 日につき 1 5 0 個以下の消費とする。
- ② 破砕器の貯蔵については、施錠できる容器に収納し、火災及び盗難の防止に留意するとともに、1, 0 0 0 個以下の貯蔵とする。
- ③ 破砕器の消費は、申請消費区域内とする。
- ④ 帳簿を備え、譲受又は消費のつど、年月日、譲受数量、消費数量、残数量及び消費場所を記載する。
- ⑤ 破砕器の消費及び取扱いに関する作業主任者を、次の者に定め、火薬類取締法第 5 6 条の 2 の規定を遵守する。

コンクリート破砕器作業主任者

氏 名	年 齢	資 格	講習受講年月日	番 号

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。